

指定学校変更に関する基準について

現在、粕屋町では各小・中学校ごとの通学区域を設定し、児童・生徒の住所により、就学すべき学校を指定しています。ただし、特別な事情により、指定された学校への就学が困難な場合には、通学途上の安全の確保を大前提として、指定学校の変更申請をし、承認されれば、指定された学校以外への就学が認められます。ただし、申請の全てが承認されるとは限りませんので、詳細につきましては学校教育課までお問い合わせください。

粕屋町立学校指定学校変更取扱要綱

<http://www.town.kasuya.fukuoka.jp/reki/act/frame/frame110000228.htm>

◎指定学校変更事由別一覧表◎

事 由	許 可 基 準	取 り 扱 い		備 考
		期 間	必 要 書 類 等	
年度途中の転居	小学校6年、中学校3年	卒業まで	申請書	
	上記以外の学年	当該学期末まで	申請書	※1
一時転居 (ただし、元の学校区 へ再転居することが 確定していること)	罹災、住居の新築、増改築等	当該学期末までを 基本とし、建築等 に要する期間	申請書 建築確認通知書(写) または契約書(写) ※工期が確認できるもの その他事由を証明できるもの	
	公共工事に伴う一時立ち退き	事業が終了する当 該学期末までの期 間	同 上	
事前就学 (転居予定の学校区の 学校への就学)	住居の建築、購入等により転居 することが確定している場合	当該学期末までを 基本とし、建築等 に要する期間	同 上	
その他やむを得ない 事由	心身の故障等により遠距離の学 校へ就学することが困難な場合	心身の故障等が回 復・改善されるま での期間	申請書 医師の診断書または事由を証 明できるもの	
	指定学校に、該当する特別支援 学級が無い場合	教育委員会が適 当と認める期間	申請書 学校長の意見書	
	債務償還困難または家庭環境不 調などの要因により、住民異動 登録手続きができない転入・転 居の場合	要因が解消・解決 に至るまでの期間 (現に居住してい る学校区の学校へ 就学すること)	申請書 住民登録地が確認できるもの 児童生徒の生年月日が確認で きるもの 現住所が確認できるもの 民生児童委員の意見書 (任意様式)	
	いじめ・不登校・家庭の事情等 の事由により、転校または引き 続き従前の学校への就学が、児 童生徒の心身に深刻な影響を及 ぼすと認められる場合	教育委員会が適 当と認める期間	申請書 学校長の意見書	
	学校行事(修学旅行、運動会等)	当該行事終了まで	申請書	

※1 兄弟児が最終学年(小学校6年・中学校3年)の場合は、同じ学校に就学する兄弟児とともに当該年度末までの変更を認める扱いとする。